

四日市看護医療大学公的研究費の運営・管理に関する誓約書

年 月 日

四日市看護医療大学学長 殿

所属・職名

氏 名

⑩

公的研究費の運営・管理にあたり、「四日市看護医療大学公的研究費に関する行動規範」を遵守することを誓約します。

四日市看護医療大学公的研究費に関する行動規範

1. 公的研究費の運営・管理にあたっては、関係法令・規則、「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」および学内の諸規則を遵守し、決して不正使用・不正行為は行わない。万一、不正使用・不正行為を行った場合には、規則に基づく処分を受け、法的な責任を負担する。
2. 公的研究費の原資が国民の貴重な税金であることを自覚し、その運営・管理に関しての説明責任を果たす。
3. 個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学機関による管理が必要であることを自覚し、管理担当者の指示に従う。
4. 公的研究費の運営・管理にあたり、業者等との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう適正に行動する。
5. 公的研究費の不正使用・不正行為が全ての教育・研究活動に深刻な影響を与えることを自覚し、相互の理解と密接な連携により、不正使用・不正行為を未然に防止するため、「四日市看護医療大学公的研究費不正防止計画」に基づき行動する。

以上